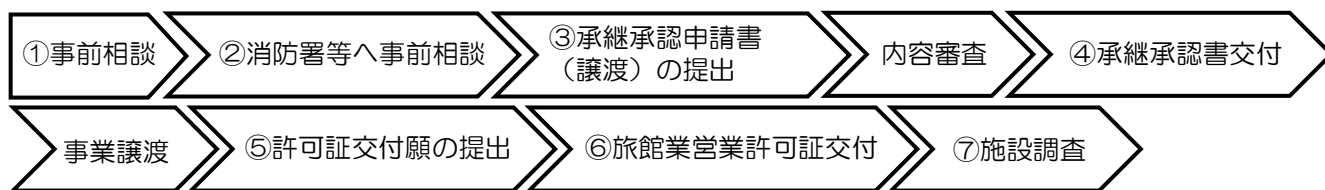


旅館業における地位承継（譲渡）の流れ

★営業者が事業譲渡により、その営業者としての地位を承継しようとする場合は、事業を譲渡する前に申請して、保健所長の承認を受ける必要があります。旅館業における地位承継（譲渡）の流れは、次のとおりです。



項目	内容
①事前相談	<p>事業譲渡の概要が決まり次第、事業を譲渡する前に事前予約の上で環境衛生課へ事前相談をお願いします。譲渡人（事業を譲渡する予定の人）と譲受人（事業を譲り受ける予定の人）がそろって相談していただきますようお願いします。</p> <p>※注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡の効力が保健所長の承認（④の時点）より前に発生する場合は、<u>新規の許可が必要となります。</u> 承継の前後で構造設備等のすでに申請されている内容に変更がないことが原則です。 構造設備等に変更がある場合は変更届の提出が必要です。（変更内容が広島市旅館業許可事務及び指導要綱の「新しい許可が必要な場合」に該当した場合は新規の許可が必要です） 事業の一部を譲渡する場合（例えば、1号棟と2号棟の両棟で一つの許可を受けており、1号棟の事業のみを譲渡する場合等）には、承継制度の対象外となります。
②消防署等への事前相談	<p>旅館業法に基づく宿泊施設の営業をしている建物については旅館業法以外に建築基準法や消防法等の他法令にも適合させる必要があります。</p> <p>消防署予防課等、関係法令の担当課へ事前連絡の上で事前相談を行ってください。</p> <p>また、建物について建築確認の手続きが不要な場合でも、建築基準法の様々な規定に適合させる必要があります。適合の判断には、専門的な知識が必要となるため、必要に応じて建築士等の専門家に相談してください。詳しくは、広島市ホームページ「飲食店や物販店舗、ホテル、福祉施設等を開業するときの建築物に関する注意事項（URL：https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kenchiku/350673.html）」をご確認ください。</p>
③承継承認申請書（譲渡）の提出	<p>承継承認申請書を正副2通作成し、手数料7,700円を添えて環境衛生課へ提出してください。申請は譲渡日の約30日前までをお願いします。</p> <p>※申請者は譲渡人と譲受人の連名となります。</p> <p>※承継承認申請書（鑑）、承継承認申請の添付書類を1通とし、正副2通作成してください。</p>
④承継承認書交付	<p>審査終了後、承継承認書の交付と副本の返却を行いますので、環境衛生課窓口にて受け取りをお願いします。</p> <p>※承継承認書交付までの標準的な期間：審査期間15日（補正期間を除く）＋照会期間（2週間程度要する場合があります）</p>
⑤許可証交付願の提出	<p>事業の譲渡が完了後、速やかに許可証交付願の提出をお願いします。</p>
⑥旅館業営業許可証交付	<p>旅館業営業許可証の交付と副本の返却を行いますので、環境衛生課窓口にて受け取りをお願いします。</p> <p>許可証交付願の提出から旅館業営業許可証の交付までは2～3日程度かかります。</p>
⑦施設調査	<p>施設・設備の基準を満たしているか、衛生管理が適切に行われているか等、業務の状況について施設調査を行います。</p> <p>客室、寝台の設置状況、玄関帳場その他宿泊者の確認を適切に行うことができる設備（防犯カメラ映像等）の確認等を行います。</p> <p>※調査の結果、変更等が確認された場合は、変更届の提出が必要です。（変更内容が広島市旅館業許可事務及び指導要綱の「新しい許可が必要な場合」に該当した場合は新規の許可が必要です）</p>

広島市保健所環境衛生課環境衛生係（健康福祉局保健部環境衛生課）
 〒730-0043 広島市中区富士見町 11 番 27 号
 TEL：082-241-7408
 FAX：082-241-2567(保健所共用)
 MAIL：kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp